

(様式 2)

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 6 年 10 月 1 日

横浜市契約事務受任者
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

神奈川水再生センター本館送水管緊急応急措置工事

2 履行（納品）場所

神奈川区千若町 1 丁目 1 番地

3 契約日

令和 6 年 7 月 24 日

4 履行日又は履行期間

令和 6 年 7 月 24 日から令和 6 年 9 月 30 日

5 契約金額

¥ 2,158,860. —

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社小笠原鉄工 代表取締役 藤川 義之
旭区二俣川 2-10

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

神奈川水再生センターの本館送水管が漏水し、各階の床面が水浸しになり、施設の適正維持管理ができないため、緊急に機能の回復を図る必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

株式会社小笠原鉄工は、別途修繕のため対応していたことに加えて、「横浜市下水道施設（小型機器・配管類）に関する災害時の応急措置の協力に関する協定」の締結団体の加盟事業者であり、施工能力を有した事業者です。

したがって、本工事を緊急に施工できる体制を有している株式会社小笠原鉄工と随意契約を行いました。

9 所管課 下水道河川局神奈川水再生センター